

地域再生計画

1．地域再生計画の名称

雲南市清流再生計画

2．地域再生計画の作成主体の名称

島根県 雲南市

3．地域再生計画の区域

雲南市の区域の一部（詳細別紙の通り）

4．地域再生計画の目標

雲南市は島根県の東中央部に位置し、人口 45,870 人（平成 17 年 3 月 31 日現在）、面積 553.4 平方 km で、市内には斐伊川本流と支流の赤川・三刀屋川・久野川、その支流である阿用川、吉田川などが流れているほか、神戸川に注ぐ稗原川、波多川が流れており、加茂町から大東町、木次町、三刀屋町にかけては、斐伊川と赤川、三刀屋川の合流地点を中心とした平坦部が広がっているが、南部は中国山地に至る広範な山間部となっている。

豊富な森林資源や自然豊かな河川が多い本市は、古くから斐伊川支流周辺の低地で農耕が営まれ、山間地ではたたら製鉄や炭焼きが盛んに行われ、現在も「菅谷たたら」などの遺構が残る。また、斐伊川流域は、「八岐大蛇（やまたのおろち）」神話の舞台となった場所で、各地に神話や伝説が残るほか、地域の伝統芸能として「八岐大蛇」などを題材とする神楽をはじめ、水神信仰や七夕祭などが今も受け継がれている。これらの文化は、水との深い関わりから育ってきたものである。

本市の河川流域では、かつてはイワナやヤマメなどの淡水魚や、ゲンジボタル、オオサンショウウオ、カジカガエルなどの水棲動物も多く生息しており、流域に住む住民にとって、川は山と同様に遊びや学びの貴重な場として生活に身近な存在であった。

しかし、その後の生活水準の向上・生活様式の多様化などにより、生活排水の増大や環境破壊がすすみ、河川の水質や環境は悪化した。清冽な水を好む淡水魚は、その生息範囲を上流域に限定され、ゲンジボタルは、餌となるカワニナの減少や川沿いの茂みの減少により、昔のように乱舞する様子を見ることは難しくなった。また、農業用水としての利用が躊躇される水路もある。

そのため、自治会・河川愛護団体では、草刈り、清掃活動や水辺の学習会といった住民の手による自然保護・環境保全活動が盛んに行われるようになってきた。

これらの活動は、ごみの分別化の徹底や、リサイクル推進活動に継承され、河川に流入する汚濁物質を低減するのに大きな役割を果たしている。

行政においては、旧加茂町で ISO14001 認証を取得しており、今後は全市に広げる予定であるほか、太陽光発電施設導入への支援や、バイオディーゼルの車や木質バイオマス導入の検討などがすすめられている。

河川の改修や整備を行う際にも、これまでのように防災対策一辺倒ではなく、川に棲む様々な生物の良好な生息環境を保全・創出する多自然型川づくりや、子供から高齢者まで自然に触れ合える親水護岸など、豊かな自然環境を育むとともに、人々に潤いとふれあいのある水辺づくりを推進している。

水質悪化の大きな要因である生活排水の処理については、昭和 59 年からは人口集積地周辺の農業地域を農業集落排水事業で、平成 3 年からは、人口集積地を公共下水道事業で、平成 10 年からは浄化槽の市町村設置型事業で整備しており、平成 16 年度末の汚水処理人口普及率は 66% にまで達したものの、依然低迷している状況である。

そこで、汚水処理施設整備を一層促進し、市内河川の清流を再生することにより、子供たちが自然や生命に触れることのできる、昔のように美しい川づくりを行っていく必要がある。

また、雲南市の河川に関係する主な地域文化としては、「斐伊川堤防桜並木（日本さくら名所百選）」、「赤川ほたる（ゲンジボタル）」、「夜神楽」などがあり、毎年シーズンになると、県内外から多数の観光客が訪れている。人と水との関わりから生まれた文化は、観光客からも高い評価を得ているところである。水質改善により河川が清冽な流れに改善されることは、ホタル生息数の増加などにより、観光客の満足度の向上など交流人口の拡大が期待できる。

さらに、こうした水との関わりは地域住民の誇りとなり、精神的な豊かさの向上やコミュニティの活性化、子育てやまちづくりを担う若年層の流出の歯止めなど、定住の促進に資することが期待できる。

汚水処理施設整備により、本市のもつ地域資源の利活用、魅力の向上を図り、地域再生を着実に推進していく。

目標: 汚水処理施設の整備の促進し、汚水処理人口普及率を 66% から 78% へ向上させる。

5 . 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

人口集積地は公共下水道事業(木次・三刀屋地区は平成5年1月26日認可、大東地区は平成14年5月1日認可) 人口集積地周辺の農業地域は農業集落排水事業(採択通知は別途添付) 上記事業で整備が困難な点在集落は浄化槽の市町村設置型事業というように、地域状況に応じて組み合わせ、污水处理施設を一体的に整備する。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

污水处理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

雲南市

[施設の種類]

公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽

[事業区域]

- ・ 公共下水道 雲南市大東地区の一部
雲南市木次・三刀屋地区の一部
- ・ 農業集落排水施設 雲南市大島引野地区
雲南市伊萱地区
雲南市吉田町地区
- ・ 浄化槽 雲南市の一部

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成17年度～21年度
- ・ 農業集落排水施設 平成17年度～19年度
- ・ 浄化槽(市町村設置型) 平成17年度～21年度

[事業量]

- ・ 公共下水道 50～250 L=20,000m
- ・ 農業集落排水施設 65～200 L=11,437m
処理場 2箇所
- ・ 浄化槽(市町村設置型) 5～50人槽 870基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道 大東地区で1,733人、木次・三刀屋地区で375人、
農業集落排水施設 大島引野地区で185人、伊萱地区で254人、
吉田町地区で582人、浄化槽で1,929人

[事業費]

公共下水道	1,709,000千円
	(うち、単独 275,000千円)
	(うち、国費 717,000千円)
農業集落排水施設	1,010,192千円
	(うち、単独 123,600千円)

	(うち、国費	443,296 千円)
浄化槽(市町村設置型)		923,856 千円
	(うち、国費	307,952 千円)
合計		3,643,080 千円
	(うち、単独	398,600 千円)
	(うち、国費	1,468,264 千円)

5 - 3 その他の事業

(1) 斐伊川堤防桜並木の保育管理、「木次桜まつり」の開催

明治の終わりごろから町民の手により植え始められた斐伊川堤防の桜は、昭和初期から本格的に土手の両側に植えられ、多年町民の手により愛情を込めて育てられ、平成2年3月に「日本さくらの会」より、日本さくら名所百選に認定された。

また、「健康の町木次さくらの会」の手により、適切に保育管理され、毎年4月初旬に開催される「木次桜まつり」の時期には、昼夜問わず県内外から多数の花見客が訪れる。

(2) お花見レガッタ、秋桜(コスモス)レガッタの開催

雲南市木次町では、旧町から「斐伊川さくらボート協会」が主体となり、児童生徒を対象としたボート教室や、お花見レガッタ、秋桜(コスモス)レガッタなど大会の開催が盛んに行われている。

また、斐伊川、神戸川の治水計画の1つとして、本市と隣接する奥出雲町境界付近の斐伊川上流域に「尾原ダム」の建設が進められており、完成後のダム湖には、(社)日本ボート協会公認コースの整備が計画されている。

上記ボート教室、レガッタ大会は、自然を学びふれあう場の提供に寄与している。

(3) 夜神楽の上演

本市大東町内の赤川に、赤川ホタル(ゲンジボタル)などの生物が生息し、水辺で遊べる施設として整備された「七夕公園」において、毎年8月15日に、中洲にかがり火やステージなどを設置し、町内社中と中学校の神楽クラブの上演を行っている。

(4) 赤川ほたる(ゲンジボタル)の保護

大東町には、平成15年に20周年を迎えた「赤川ほたる保存会」があり、ほたるの保護と増殖に努めている。

また、雲南市の自然保護及び観光事業発展のため、市内に発生するほたるを保護し、その増殖を図ることを目的として、平成 16 年 11 月 1 日の市発足と同時に、「雲南市ほたる保護条例」の制定し、ほたる保護区域の設定、その区域内での捕獲禁止や、市内全域での捕獲自粛の努力義務を定めている。

(5) 定住推進員、定住支援センターによる定住情報の提供

行政・教育・農業等関係機関との連携を図りながら、住居、就職、その他住環境に関する情報を収集し、若者やUJターンを希望する方々に発信、相談等を行っていく。

(6) 自然保護・環境保全活動の推進

環境月間(6月)を中心に、自治会・ボランティアによる草刈り、清掃活動、環境パトロールなど環境保全活動の推進を図る。

また、「ラブリバー制度」による河川愛護団体のラブリバー活動(河川の草刈り、清掃、水辺の学習会など)の支援などを通して河川への親しみを醸成し、河川の良い維持と、うるおいのある水辺空間の形成を図っている。

市内の河川愛護団体

一級河川斐伊川水系赤川

大東町 大東赤川をきれいにする会、赤川ほたる保存会

加茂町 赤川をきれいにする会

一級河川斐伊川水系三刀屋川

三刀屋町 みとや川をきれいにする会

(7) 「雲南市ポイ捨て及び飼い犬等ふん害の防止に関する条例」の制定

飲料容器や、吸殻等の散乱の防止及び飼い犬等によるふん害の防止について、市、事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、ポイ捨ての禁止、飲料容器の回収及び資源化並びに飼い犬等のふん害防止その他の必要な事項を定めることにより、清潔できれいな市をつくり、かつ、資源の有効な活用を促進し、もって快適な生活環境を確保することを目的として、平成 16 年 11 月 1 日に制定。

(8) 「雲南市環境基本計画」の策定

高度成長期以来、大量生産、大量消費、大量廃棄による環境破壊や地球温暖化が進み、全世界的な課題となっている。こうした課題は、家庭や職場などの日々の暮らしの中で取り組むことによって解決すべきものであり、「雲南市環境基本計画」の策定により、環境意

識の高揚を図るとともに、廃棄物処理体制の充実や、市民とその活動組織、企業との協働によるゴミの減量化や再資源化に取り組む。

6．計画期間

平成 17 年度～21 年度

7．目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4 に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、市で施設の整備状況等について評価・検討を行う。

8．地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

汚水処理施設整備計画については、最新のデータに基づいて施設計画を再検討したものであり、既存の都道府県構想に掲載された計画と異なる計画としたため、次回の都道府県構想の見直し時に反映することとする。

添付書類一覧

- 1 雲南市管内図
- 2 - 1 雲南市地域再生計画（汚水処理施設整備交付金）工程
- 2 - 2 雲南市地域再生計画（汚水処理施設整備交付金）工程表
- 3 - 1 雲南市地域再生計画（汚水処理施設整備交付金）区域図
- 3 - 2 雲南市大東地区公共下水道事業平面図
- 3 - 3 雲南市木次・三刀屋町地区公共下水道事業平面図
- 3 - 4 雲南市大島引野地区農業集落排水事業平面図
- 3 - 5 雲南市伊萱地区農業集落排水事業平面図
- 3 - 6 雲南市吉田町地区農業集落排水事業平面図
- 4 農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び同要綱の運用に定める手続きを了した書類
- 5 雲南市地域再生計画（汚水処理施設整備交付金）イメージ図